

指 示

平成 2 8 年 1 0 月 2 8 日

川俣町長 殿

写) 福島県知事 殿

平成 2 3 年（2 0 1 1 年）福島第一原子力発電所
事故に係る原子力災害対策本部長

東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法（平成 1 1 年法律第 1 5 6 号）第 2 0 条第 2 項に基づき、下記のとおり指示する。

記

東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に伴い、川俣町において設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域について、平成 2 7 年 6 月 1 2 日に原子力災害対策本部において決定した『「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂』における避難指示解除の要件を満たすことから、平成 2 9 年 3 月 3 1 日午前 0 時をもって解除し、居住者等に対してその旨周知すること。

以上